



平成19年3月期

個別中間財務諸表の概要

平成18年10月31日

上場会社名 日本ゼオン株式会社
 コード番号 4205
 (URL <http://www.zeon.co.jp>)

上場取引所 東・大
 本社所在都道府県 東京都

代表者 役職名 取締役社長 氏名 古河直純

問合せ先責任者 役職名 取締役経営管理部長 氏名 南忠幸 TEL (03) 3216-1412

決算取締役会開催日 平成18年10月31日 配当支払開始日 平成18年11月30日

単元株制度採用の有無 有 (1単元 1,000株)

1. 平成18年9月中間期の業績 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(1) 経営成績 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年9月中間期	82,057	15.0	7,782	3.7	9,643	16.6
17年9月中間期	71,378	11.5	7,508	72.1	8,272	70.5
18年3月期	152,589		16,580		18,043	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18年9月中間期	6,247	27.1	26	25
17年9月中間期	4,916	94.5	20	48
18年3月期	10,493		43	43

(注) ①期中平均株式数 18年9月中間期 238,033,665株 17年9月中間期 240,041,342株 18年3月期 239,577,391株

②会計処理の方法の変更 無

③売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率であります。

(2) 財政状態 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
18年9月中間期	241,466	86,210	35.7	362	04
17年9月中間期	189,883	76,688	40.4	319	49
18年3月期	208,034	83,765	40.3	351	53

(注) ①期末発行済株式数 18年9月中間期 238,031,937株 17年9月中間期 240,037,989株 18年3月期 238,034,549株

②期末自己株式数 18年9月中間期 4,043,619株 17年9月中間期 2,037,567株 18年3月期 4,041,007株

2. 平成19年3月期の業績予想 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	173,000	18,000	11,000

(参考) 1株当たり予想当期純利益 (通期) 46円21銭

3. 配当状況

現金配当	1株当たり配当金 (円)		
	中間期末	期末	年間
18年3月期	3.00	6.00	9.00
19年3月期 (実績)	4.00	—	9.00
19年3月期 (予想)	—	5.00	

※ 上記の予想は現時点で入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。上記予想に関する事項は、添付資料の7ページをご参照願います。

6. 個別中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

区分	注記番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		1,343		1,360		1,002	
2. 受取手形	※7	178		166		204	
3. 売掛金		23,460		40,799		26,006	
4. たな卸資産		23,784		25,849		26,408	
5. 未収入金		19,221		31,290		20,373	
6. その他の流動資産		5,086		6,168		2,777	
貸倒引当金		△0		△0		△0	
流動資産合計		73,073	38.5	105,636	43.8	76,772	36.9
II 固定資産							
(1)有形固定資産							
1. 建物	※2	14,326		19,214		15,314	
2. 機械装置	※2	30,463		36,926		32,387	
3. 土地		8,677		10,143		8,761	
4. その他の有形固定資産	※2	11,908		12,427		13,161	
有形固定資産合計		65,376		78,713		69,625	
(2)無形固定資産		2,112		2,120		2,101	
(3)投資その他の資産							
1. 投資有価証券	※3,4	45,046		52,205		55,649	
2. その他の投資		5,096		2,967		4,065	
貸倒引当金		△821		△176		△179	
投資その他の資産合計		49,321		54,996		59,534	
固定資産合計		116,809	61.5	135,830	56.2	131,261	63.1
資産合計		189,883	100.0	241,466	100.0	208,034	100.0

区分	注記番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I	流動負債						
	1. 買掛金	41,712		67,402		45,883	
	2. 短期借入金	11,601		10,601		13,251	
	3. コマーシャルペーパー	14,000		—		4,000	
	4. 未払金	12,023		20,451		13,745	
	5. 引当金	2,041		2,093		1,029	
	6. その他の流動負債	4,481		4,532		6,096	
	流動負債合計	85,858	45.2	105,080	43.5	84,005	40.4
II	固定負債						
	1. 社債	—		20,000		10,000	
	2. 長期借入金	12,625		14,125		12,375	
	3. 退職給付引当金	10,601		10,129		10,563	
	4. その他の引当金	592		658		1,187	
	5. その他の固定負債	3,516		5,262		6,136	
	固定負債合計	27,335	14.4	50,175	20.8	40,262	19.3
	負債合計	113,194	59.6	155,255	64.3	124,268	59.7
(資本の部)							
I	資本金	24,211	12.8	—	—	24,211	11.6
II	資本剰余金						
	1. 資本準備金	18,335		—		18,335	
	資本剰余金合計	18,335	9.7	—	—	18,335	8.8
III	利益剰余金						
	1. 利益準備金	3,026		—		3,026	
	2. 任意積立金	10,522		—		10,522	
	3. 中間(当期)未処分利益	13,297		—		18,155	
	利益剰余金合計	26,846	14.1	—	—	31,703	15.2
IV	その他有価証券評価差額金	8,882	4.6	—	—	13,949	6.8
V	自己株式	△1,587	△0.8	—	—	△4,434	△2.1
	資本合計	76,688	40.4	—	—	83,765	40.3
	負債資本合計	189,883	100.0	—	—	208,034	100.0

区分	注記番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		—	—	24,211	10.0	—	—
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—	—	18,335	7.6	—	—
資本剰余金合計		—	—	18,335	7.6	—	—
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		—	—	3,026	—	—	—
(2) その他利益剰余金							
圧縮記帳積立金		—	—	1,248	—	—	—
特別償却積立金		—	—	3	—	—	—
別途積立金		—	—	9,081	—	—	—
繰越利益剰余金		—	—	23,074	—	—	—
利益剰余金合計		—	—	36,433	15.1	—	—
4. 自己株式		—	—	△4,438	△1.8	—	—
株主資本合計		—	—	74,542	30.9	—	—
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		—	—	11,634	4.8	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	11,634	4.8	—	—
III 新株予約権		—	—	33	0.0	—	—
純資産合計		—	—	86,210	35.7	—	—
負債純資産合計		—	—	241,466	100.0	—	—

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			71,378	100.0		82,057	100.0		152,589	100.0
II 売上原価			50,140	70.2		58,869	71.7		107,866	70.7
売上総利益			21,238	29.8		23,188	28.3		44,723	29.3
III 販売費及び一般管理費			13,729	19.3		15,405	18.8		28,142	18.4
営業利益			7,508	10.5		7,782	9.5		16,580	10.9
IV 営業外収益	※2		1,432	2.0		2,209	2.7		2,659	1.7
V 営業外費用	※3		668	0.9		349	0.4		1,196	0.8
経常利益			8,272	11.6		9,643	11.8		18,043	11.8
VI 特別利益			-	-		2	0.0		5	0.0
VII 特別損失			1,121	1.6		559	0.7		2,342	1.5
税引前中間 (当期) 純利益			7,151	10.0		9,086	11.1		15,706	10.3
法人税、住民税及び事業税		2,418			2,262			5,617		
法人税等調整額		△184	2,234	3.1	576	2,838	3.5	△405	5,212	3.4
中間 (当期) 純利益			4,916	6.9		6,247	7.6		10,493	6.9
前期繰越利益			8,381			-			8,381	
中間配当額			-			-			720	
中間 (当期) 未処分利益			13,297			-			18,155	

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本									
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金						自己 株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計		
				圧縮記帳 積立金	特別償却 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日 残高（百万円）	24,211	18,335	3,026	1,435	5	9,081	18,155	31,703	△4,434	69,816
中間会計期間中の変動額										
圧縮記帳積立金の取崩（注）				△187			187	—		—
特別償却積立金の取崩（注）					△2		2	—		—
剰余金の配当（注）							△1,428	△1,428		△1,428
役員賞与（注）							△90	△90		△90
中間純利益							6,247	6,247		6,247
自己株式の取得									△3	△3
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）										
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	—	△187	△2	—	4,919	4,729	△3	4,726
平成18年9月30日 残高（百万円）	24,211	18,335	3,026	1,248	3	9,081	23,074	36,433	△4,438	74,542

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日 残高（百万円）	13,949	—	83,765
中間会計期間中の変動額			
圧縮記帳積立金の取崩（注）			—
特別償却積立金の取崩（注）			—
剰余金の配当（注）			△1,428
役員賞与（注）			△90
中間純利益			6,247
自己株式の取得			△3
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△2,315	33	△2,281
中間会計期間中の変動額 合計（百万円）	△2,315	33	2,444
平成18年9月30日 残高（百万円）	11,634	33	86,210

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております （評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 製商品、仕掛品、主要原材料 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他の原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております （評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、建物は定額法）を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 引当金及びその他の引当金 (イ) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (ロ) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を引当計上しております。</p> <p>(ハ) 修繕引当金 製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、発生費用見込額を期間に応じて配分し、当中間会計期間に対応する金額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 引当金及びその他の引当金 (イ) 賞与引当金 同左 (ロ) 役員退職慰労引当金 監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を引当計上しております。 なお、平成18年6月29日の定時株主総会の日をもって取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止したため、取締役に対する役員退職慰労引当金残高を取り崩しております。未払額については長期未払金として固定負債「その他の固定負債」に含めております。</p> <p>(ハ) 修繕引当金 同左</p> <p>(ニ) 環境対策引当金 将来の環境対策に要する支出（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用等）のうち、当中間期末において発生していると認められる金額を計上しております。 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の時価評価額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 引当金及びその他の引当金 (イ) 賞与引当金 同左 (ロ) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。</p> <p>(ハ) 修繕引当金 製造設備の定期修繕に要する支出に備えて、発生費用見込額を期間に応じて配分し、当期に対応する額を計上しております。</p> <p>(ニ) 環境対策引当金 将来の環境対策に要する支出（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用等）のうち、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。 同左</p>
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。		

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理 によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ手段 金利スワップ取引 ・ヘッジ対象 借入金 <p>(3) ヘッジ方針 当社は、原則として金利変動リス クを回避軽減する目的でデリバティ ブ取引を利用しております。また、 取引の契約先は信用度の高い金融機 関に限定しております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件に該当するため、 有効性の判定を行っておりません。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ手段 金利スワップ取引 ・ヘッジ対象 社債、借入金 <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件に該当するため、 有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
7. その他中間財務諸表 (財務諸表) 作成のた めの基本となる重要な 事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式 によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費 税等は相殺し、相殺後の金額は流動 資産の「未収入金」に含めて表示し ております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方 式によっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前中間会計期間 至 平成17年4月1日) 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 至 平成18年4月1日) 至 平成18年9月30日)	前事業年度 至 平成17年4月1日) 至 平成18年3月31日)
固定資産の減損に係る会計基準	<p>当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより営業外費用が6百万円減少、経常利益が6百万円増加、特別損失が201百万円増加、税引前中間純利益は195百万円減少しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>—————</p>	<p>当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより営業外費用が8百万円減少、経常利益が8百万円増加、特別損失が201百万円増加、税引前当期純利益は193百万円減少しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p>
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	<p>—————</p>	<p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は86,176百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>
ストック・オプション等に関する会計基準	<p>—————</p>	<p>当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ33百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
1. 貸出コミットメント	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>貸出コミットメントの総額 17,000百万円</p> <p>借入実行残高 -</p> <p>差引額 17,000</p>	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>貸出コミットメントの総額 15,000百万円</p> <p>借入実行残高 -</p> <p>差引額 15,000</p>	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>貸出コミットメントの総額 17,000百万円</p> <p>借入実行残高 -</p> <p>差引額 17,000</p>
※2 有形固定資産			
減価償却累計額	133,183百万円	140,817百万円	136,082百万円
※3 担保資産			
投資有価証券	102百万円	46百万円	121百万円
担保資産合計	102	46	121
(債務の内容)			
関係会社の長期借入金	8	-	5
その他	11,946 (※)	10,545 (※)	11,080 (※)
計	11,954	10,545	11,085
※4.	(※)水島エコワークス株式会社の銀行取引に係る債務であります。	(※)水島エコワークス株式会社の銀行取引に係る債務であります。	(※)水島エコワークス株式会社の銀行取引に係る債務であります。
5. 偶発債務 (借入金に対する債務保証)			
「投資有価証券」には消費貸借契約により貸し付けている有価証券3,937百万円が含まれております。			
「投資有価証券」には消費貸借契約により貸し付けている有価証券3,809百万円が含まれております。			
「投資有価証券」には消費貸借契約により貸し付けている有価証券4,460百万円が含まれております。			
ゼオン・ケミカルズ・リミテッドパートナーシップ	10,531百万円	10,106百万円	10,339百万円
ゼオンケミカルズ米沢(株)	694	437	507
ゼオンノース(株)	52	34	89
ゼオン・アドバンスド・ポリミクス社	254	244	204
ゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社	194	167	178
瑞翁化工(広州)有限公司	110	86	102
ゼオン化成(株)	1,578	1,822	1,356
ゼオンメディカル(株)	1,724	2,024	1,831
(株)オプテス	300	-	-
RIMTEC(株)	-	-	420
ゼオン物流資材(株)	-	0	-
従業員(住宅資金等)	1,293	1,005	1,167
計	16,733百万円	15,929百万円	16,197百万円

項目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
	<p><係争事件に係る賠償義務> 当社及び当社の米国子会社ゼオン・ケミカルズ・リミテッド・パートナーシップ（米国：ケンタッキー州。以下ZCLP社）は、他の企業グループとともに、NBR（アクリロニトリル・ブタジエン・ラバー）に関する価格協定があったとして、米国においてNBRの直接購買者及び間接購買者から損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）を提起されておりました。</p> <p>直接購買者による損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）につきましては、本年9月、原告側弁護士とZCLP社は、ZCLP社が原告に対して16百万ドル（約17億円）を支払うことを内容とする和解契約に合意し、本年12月に連邦地方裁判所が和解を承認する判決を下しました。原告団から離脱（オプト・アウト）する手続を行った者がおりましたが、ZCLP社は既にこれらの者との間で個別に和解を行っておりますので、米国における直接購買者による損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）は解決しました。</p> <p>間接購買者による損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）については、引き続き両社共同して対応しているところであり、これらの訴状において請求金額は明示されておられません。</p> <p>また、NBRに関して、当社及び当社の欧州子会社は、欧州委員会から競争制限取引の疑いで調査を受けております。</p>	<p><係争事件に係る賠償義務> 当社及び当社の米国子会社ゼオン・ケミカルズ・リミテッド・パートナーシップ（米国：ケンタッキー州。以下ZCLP社）は、他の企業グループとともに、NBR（アクリロニトリル・ブタジエン・ラバー）に関する価格協定があったとして、米国の複数の州においてNBRの間接購買者から損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）を提起されておりました。</p> <p>このうち、平成16年4月に提起されたカリフォルニア州における損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）につきましては、平成18年5月、原告側弁護士とZCLP社の間で、ZCLP社が原告に対して1.53百万米ドル（約1億8千万円）を支払うことを内容とする和解契約に合意しました。</p> <p>また、平成17年1月以降にバーモント州をはじめとする複数の州において提起された損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）につきましては、平成18年10月、原告側弁護士とZCLP社の間で、ZCLP社が原告に対して1.67百万米ドル（約1億9千万円）を支払うことを内容とする和解につき大筋で合意しました。この和解は31州における請求権を解決するもので、現在原告側弁護士との間で和解契約書締結に向けて詳細を確認しており、本年11月に和解契約を締結できる見込みです。</p> <p>今後、上記カリフォルニア州及び31州の原告弁護士との和解を裁判所がそれぞれ承認することにより、原告団から離脱（オプト・アウト）手続を行わなかった原告団構成員全てとの関係において、米国における間接購買者による損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）が解決されることとなります。</p> <p>また、NBRに関して、当社及び当社の欧州子会社は、欧州委員会から競争制限取引の疑いで調査を受けており、調査に協力しております。</p>	<p><係争事件に係る賠償義務> 当社及び当社の米国子会社ゼオン・ケミカルズ・リミテッド・パートナーシップ（米国：ケンタッキー州。以下ZCLP社）は、他の企業グループとともに、NBR（アクリロニトリル・ブタジエン・ラバー）に関する価格協定があったとして、米国においてNBRの直接購買者及び間接購買者から損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）を提起されておりました。</p> <p>直接購買者による損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）につきましては、平成17年9月、原告側弁護士とZCLP社は、ZCLP社が原告に対して16百万米ドル（約17億円）を支払うことを内容とする和解契約に合意し、同年12月に連邦地方裁判所が和解を承認する判決を下しました。原告団から離脱（オプト・アウト）手続を行った者がおりましたが、ZCLP社は既にこれらの者との間で個別に和解を行っておりますので、米国における直接購買者による損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）は解決しました。</p> <p>間接購買者による損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）につきましては、平成16年4月に米国カリフォルニア州において同州法に基づき、NBRの間接購買者から損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）を提起されておりましたが、平成18年5月、カリフォルニア州原告側弁護士とZCLP社は、ZCLP社が原告に対して1.53百万米ドル（約1億8千万円）を支払うことを内容とする和解契約に合意しました。今後、カリフォルニア州サンフランシスコ郡上位裁判所が和解を承認することにより、原告団から離脱（オプト・アウト）手続を行わなかったカリフォルニア州原告団構成員全てとの関係において、カリフォルニア州における間接購買者による損害賠償請求訴訟（民事集団訴訟）が解決されることとなります。またその他の州においても同様の訴訟が提起されており、引き続き両社共同して対応しているところであり、</p> <p>また、NBRに関して、当社及び当社の欧州子会社は、欧州委員会から競争制限取引の疑いで調査を受けており、調査に協力しております。</p>

項目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
6.	パーティシペーション契約の対象とした売掛金については、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号)に準じて、売却したもとして会計処理しております。なお、売却処理した売掛金の当中間会計期間末残高の総額は、3,415百万円であります。	パーティシペーション契約の対象とした売掛金については、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号)に準じて、売却したもとして会計処理しております。なお、売却処理した売掛金の当中間会計期間末残高の総額は、5,225百万円であります。 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が中間会計期間末残高に含まれておりません。 受取手形 1百万円	パーティシペーション契約の対象とした売掛金については、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号)に準じて、売却したもとして会計処理しております。なお、売却処理した売掛金の期末残高の総額は、5,024百万円であります。
※7. 中間会計期間末日満期手形			

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 減価償却実施額			
有形固定資産	4,530百万円	5,533百万円	9,977百万円
無形固定資産	404	477	842
計	4,934	6,011	10,819
※2. 営業外収益のうち主要なもの	受取利息 29百万円 受取配当金 798 為替差益 206	受取利息 36百万円 受取配当金 1,637	受取利息 66百万円 受取配当金 1,576
※3. 営業外費用のうち主要なもの	支払利息 58百万円 棚卸資産処分損 435	支払利息 75百万円 社債利息 101	支払利息 115百万円 棚卸資産処分損 749

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)
自己株式				
普通株式	4,041	2	—	4,043
合計	4,041	2	—	4,043

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

① リース取引

EDINETにより開示を行うため記載を省略しております。

② 有価証券

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>1. 日本ゼオン株式会社第4回無担保社債について</p> <p>平成17年9月14日開催の当社取締役会において、国内における一般募集による第4回無担保社債を発行することを決議し、平成17年10月25日に発行しました。発行の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 銘柄 日本ゼオン株式会社第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）</p> <p>(2) 発行総額 金100億円</p> <p>(3) 発行価額 額面100円につき金100円</p> <p>(4) 発行年月日 平成17年10月25日</p> <p>(5) 利率 1.02%</p> <p>(6) 償還期限 平成22年10月25日</p> <p>(7) 償還方法 満期一括償還</p> <p>(8) 物上担保・保証の有無 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>(9) 財務上の特約 ①担保提供制限 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、後記「②その他の条項」で定義する担附切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p>	<p>—————</p>	<p>（日本ゼオン株式会社第5回無担保社債について）</p> <p>平成18年3月9日開催の当社取締役会において、国内における一般募集による第5回無担保社債を発行することを決議し、平成18年5月1日に発行しました。発行の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 銘柄 日本ゼオン株式会社第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）</p> <p>(2) 発行総額 金100億円</p> <p>(3) 発行価格 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 発行年月日 平成18年5月1日</p> <p>(5) 利率 年2.02%</p> <p>(6) 償還期限 平成25年5月1日</p> <p>(7) 償還方法 満期一括償還</p> <p>(8) 物上担保・保証の有無 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>(9) 財務上の特約 ①担保提供制限 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、後記「②その他の条項」で定義する担附切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、後記「②その他の条項」で定義する担附切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>②その他の条項 本社債には担附切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担附切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p> <p>(10)資金の使途 有利子負債の返済に充当</p> <p>2. 自己株式の取得について 当社は、平成17年11月 4日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づく自己株式の取得について、以下のように決議し、実施いたしました。</p> <p>決議の内容</p> <p>(1)取得の方法 株式会社大阪証券取引所における「自己株式取得のための単一銘柄取引」による買付け</p> <p>(2)取得する株式の総数 普通株式110万株(上限)</p> <p>(3)自己株式取得の時期 平成17年11月 7日</p> <p>実施の結果</p> <p>(1)取得した株式の数 普通株式100万株</p> <p>(2)取得価額 1,380百万円</p>		<p>②その他の条項 本社債には担附切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担附切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p> <p>(10)資金の使途 借入金返済資金(コマーシャル・ペーパー償還資金を含む)及び投融資資金に充当する予定であります。</p>